

平成 29 年度後期（第 7 期）官民協働海外留学支援制度
～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～ 地域人材コース

「いわて協創グローバル人材育成プログラム」

募 集 要 項

岩手県の企業、地方公共団体及び高等教育機関等で構成する「いわてグローバル人材育成推進協議会」では、平成 29 年度後期（第 7 期）官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」の派遣留学生となる学生を募集します。

<官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～について>

官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～（以下「本制度」という。）は、平成 25 年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略」に基づき、官民が協力して海外留学を支援するために創設された「グローバル人材育成コミュニティ」に参画する企業からの支援により、独立行政法人日本学生支援機構が、“産業界を中心に社会で求められる人材”、“世界で、又は世界を視野に入れて活躍できる人材”の育成という観点から支援するのにふさわしい学生を募集し、奨学金等を支給する制度です。

本制度は、我が国の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）に在籍する日本人学生等に対し、諸外国への留学に必要な経費の一部を奨学金等として支給するとともに、留学経験の質を高めるため、留学の前後に行う研修の提供、及び留学後の継続的な学習や交流の場としての派遣留学生のネットワークの提供を行います。

本制度では、「日本再興戦略」や産業界の意向を踏まえ、自らの明確な目的に基づいた実践的な学びを焦点に、理系分野、複合・融合分野における留学、新興国への留学、諸外国におけるトップレベルの大学等への留学、将来日本の各地域で活躍することを希望し留学する学生であって、人物に優れ、かつ、経済的支援が必要である学生を支援します。また、学生の海外留学を促進するという観点から、各領域でリーダーシップを発揮する多様な人材を支援すると同時に、支援を受けた学生が留学の前後を通じて留学の意義や成果を積極的に発信等することで、海外留学の機運を高めることを目的としています。

申請コース等の詳細については、本制度の募集要項及び以下のウェブサイトを参照してください。

- ・トビタテ！留学 JAPAN ウェブサイト：<http://www.tobitate.mext.go.jp/index.html>
- ・日本代表プログラムウェブサイト：<http://www.tobitate.mext.go.jp/program/index.html>

<「地域人材コース」について>

地域人材コース（以下「本コース」という。）は、海外留学と地域企業等でのインターンシップを組み合わせた地域独自のプログラムを通じて、地域の活性化に貢献し、地域に定着する意欲のあるグローバル人材（グローバル人材）の育成を目的としています。プログラムの企画・運営等は、

地域の企業、地方公共団体、高等教育機関等により構成されるコンソーシアム（地域協議会）が主体となって行います。したがって、本コースの対象となる学生の要件、プログラムの内容、募集・選考方法等は地域（都道府県、政令指定都市又は中核市）の産学官が連携して実施する「地域事業」ごとに異なります。

日本学生支援機構は、採択された地域事業への立ち上げ支援として、地域の資金拠出額に応じて、学生に対する奨学金等及び地域において本プログラムを運営するための資金の一部を支援します。

また、本コースで採用された学生は、「日本代表プログラム」の派遣留学生として、本制度の学生コミュニティや事前事後研修等に参加することになります。

本募集要項は、岩手県の企業、地方公共団体及び高等教育機関等で構成する「いわてグローバル人材育成推進協議会」（以下「本協議会」という。）が実施する「いわて協創グローバル人材育成プログラム」（以下「本事業」という。）で募集する派遣留学生の要件やプログラムの内容等を定めたものです。

記

1. 趣旨

地域産業の衰退、就労人口の減少、高齢化など、岩手県は東日本大震災を機に従来からの社会的課題が急速に顕在化しました。一方、東日本大震災への世界各国からの支援や、復興のプロセスへの注目などによって、地域と国際社会との接点が飛躍的に拡大しました。これを機に、岩手県の若者たちは地域のリソースや可能性を再認識し、また地域の課題がグローバルに繋がっていることを意識し始め、ボランティア活動や短期研修などで海外を目指す若者の数が増加傾向にあります。しかし、経済的事情等から意欲と能力を持ちながら、岩手をグローバルな座標上で見る機会を得られない学生が多いという地域の現状もあります。

本事業では、「グローバル」な視点から、地域の課題や豊富なリソースを現実的かつ創造的に見極め、課題を解決するとともに、岩手の潜在的価値を最大限に引き出し、将来の岩手を導くリーダー人材を、産学官一体となって育成することを目指します。

2. 事業の概要

本事業は、県全体の地域活性化につなげていくため、産業界、高等教育機関及び県が連携し、岩手県が抱える課題に対し、「グローバル」な視点から将来の岩手県の産業界を導く人材を育成する事業です。実施主体は「いわてグローバル人材育成推進協議会」です。

本事業は、1. グローバル産業展開コース、2. グローバル産業創成コース、3. 独創テーマコースの3コース、5プログラムで構成されています。

1. グローバル産業展開コース

- A. 県産品販路開拓人材育成プログラム
- B. ものづくり産業海外展開人材育成プログラム
- C. 交流人口拡大促進人材育成プログラム

2. グローカル産業創成コース

D. 持続可能型地域づくり産業人材育成プログラム

3. 独創テーマコース

E. 多様性地域人材育成プログラム

参加学生は留学期間前に事前オリエンテーションを行い、地元企業および東日本大震災被災地などでのインターンシップ（10時間以上、留学前3か月以内）に参加し、その後、28日以上6か月以内の海外留学・研修を行います。さらに、研修成果を地域に還元することを目的に、企業での帰国後のインターンシップの参加、フィードバックセミナー等の企画運営をします。

3. 求める人材像

本制度では次のような人材を支援します。

(1) 日本人学生等であって、将来のグローバルリーダーとして、留学を通じて以下に掲げるような素養を身につけようという意欲を有する人材

- ・世界の人々との交流を通じた経験から学ぼうとする意欲
- ・社会のために貢献したいという高い志
- ・自らの志を具体化するための思考力と行動力
- ・失敗から試行錯誤しながらも挑戦し続ける強い精神力
- ・様々なことに好奇心、探究心を有し、未知の領域に対しても果敢に挑戦する姿勢
- ・集団活動においてイニシアチブをとり、周囲を巻き込む能力

(2) 岩手の産業と世界とを繋ぐ活動を始め、世界で活躍したいという意欲、又は日本において日本の良さ、地域の良さを世界に発信し、日本から世界に貢献したいという意欲を有する人材

(3) 本制度で実施する事前・事後研修や派遣留学生ネットワーク等における教育課題や本制度における諸活動（独自の情報システムを通じた企業や学生等との交流、留学活動の内容や成果を広く社会に発信する活動等）に主体的に参画する人材

本事業では、上記の人材像に加え、特に下記のような人材を支援します。

(4) 岩手での就職を視野に入れながら、地域における企業活動等について積極的に学ぼうという姿勢を示し、研修で出会う産学官の関係者と世代を超えたネットワークを構築する意欲のある人材

4. 定義

この要項において、「派遣留学生」とは、「いわて高等教育コンソーシアム」に所属する岩手県内の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、（以下「大学等」という。）に在籍する学生で、本制度により奨学金等の支援を受ける学生をいいます。

5. 支援の対象

(1) プログラムの内容

<地域独自プログラム>

岩手県は、東日本大震災を機に中小企業のグローバル化や海外への販路拡大、地域の特性を活かした新たな産業・事業の創出、観光資源のグローバル化対応などの諸点で課題が急速に顕在化しています。このような課題を解決するため、以下のコースを設置し、それぞれの産業分野の振興に官民あがて取り組みます。

【プログラムの種類】

I. グローカル産業展開コース

A. 県産品販路開拓人材育成プログラム

・高品質の米、畜産品、水産加工品等の農水産品、森林資源、鉄器、漆などの伝統工芸品等は、国内の消費が縮小する一方で、世界から注目され始めています。これらの海外販路拡大のためニーズ開拓、ノウハウ導入等を担う人材育成を行います。

B. ものづくり産業海外展開人材育成プログラム

・岩手県内の特徴的な集積産業や大規模な生産拠点がある製造業（自動車、半導体、金属加工、精密機械、電子部品、情報通信産業など）や、ソフトウェア系のIT産業は今後も地域経済を牽引する産業です。これら産業を中心とし、岩手と世界をつなぎ、海外との取引、海外拠点の責任者となり得るグローバルな視点を有した人材を育成するためのプログラムです。

C. 交流人口拡大促進人材育成プログラム

・岩手県は豊かな自然や、世界遺産「平泉」に代表される歴史・文化遺産、「さんさ踊り」に代表される祭りや伝統芸能、食などの多種多様な観光資源を有しながら、外国人観光客誘致はまだ少ないのが現状です。本プログラムでは、外国人観光客のニーズにあった観光商品の開発や情報発信力、企画力等を備えた人材を育成します。さらに、岩手県のサービス産業の海外展開も視野に入れた人材育成を進めます。

II. グローカル産業創成コース

D. 持続可能型地域づくり産業人材育成プログラム

・自然災害対応と復興、地域エネルギー、医療・介護等の社会課題をグローバルな視野で捉え、地域産業創生、地域づくりに発展させる力を持つ人材を育成するプログラムです。

III. 独創テーマコース

E. 多様性地域人材育成プログラム

・学生独自の視点での地域創生に資する人材を育成するプログラムです。

【プログラムの構成】

● 事前オリエンテーション

グローバル人材に必要なローカルの視点を持つため、参加学生が関心のある分野に関する岩手の現状、可能性、課題、展望について知識を高めるとともに、当該分野に関わる人材の能力、意識について学ぶための事前オリエンテーションを行います。

<必修>

◎社会人基礎力強化のための研修（2日間（10時間））

本事業の趣旨・目的、岩手県の現状と課題、社会人基礎力強化のための研修、基本的な海外安全講座等を座学形式で行うとともに、インターンシップに関する企業等からのオリエンテーションを、7月に2日間の予定で盛岡にて行います。

● 事前・事後インターンシップ

留学中の実践活動に必要な知識を習得し、設定課題を深化させるために事前事後のインターンシップを行います。事前インターンシップでは、参加学生の関心分野の現場における見学、業務体験、現場関係者へのインタビューなどで岩手の現状を把握し、海外留学・研修の視点を明確にします。

事後インターンシップでは、海外留学・研修で得た知識・情報をインターンシップ先に成果報告の形で還元するとともに、ローカルとグローバルの融合を目指した課題解決策の検討を現場関係者と行います。

また、インターンシップ先ではメンターを指定し、人間的交流を通じて研修の効果を深化させます。

- ① 学生の留学計画に基づき、企業等から課題設定を受けた上で、留学前に企業等内の実務研修又は県内実地調査（10日間程度）を行い、レポートを作成します。更に、事前インターンシップ先等に対し、留学中の活動を踏まえた課題解決提案を行い、その実現性を検証するため、留学後に実務研修又は県内実地調査（10日間程度）を行った上で最終提案書を作成し、企業等において発表を行います（事前・事後のインターンシップは合計20日間以上が必須です）。
- ② インターンシップ先は、原則本事業に協賛している以下の企業等としますが、適切なインターンシッププログラムが整備されていれば、手続きを経た上で、寄附企業、経済団体や高等教育機関が推薦する関係機関も加えることができます。詳細については申請前に地域コーディネーターに相談下さい。

<インターンシップ実施予定企業等（2月28日現在。実施検討中の機関含む）>

岩手県、岩手県国際交流協会、岩手県商工会議所連合会、岩手県中小企業団体中央会、
（一社）岩手経済同友会、岩手県中小企業家同友会、岩手県森林組合連合会、
（公財）いわて産業振興センター、（一社）岩手県建設業協会、
株式会社岩手銀行、株式会社北日本銀行、株式会社東北銀行、株式会社IBC岩手放送、

株式会社テレビ岩手、株式会社岩手日報社、株式会社岩手めんこいテレビ、
JI-GLOBA 株式会社、株式会社柳家、白金運輸株式会社、株式会社岩手県産、株式会社バセロン、
株式会社ミクニ、東京エレクトロン東北株式会社、株式会社長島製作所、株式会社小林精機、
株式会社千田精密工業、株式会社アイカムスラボ、サンポット株式会社、株式会社ベスト、
株式会社トーノ精密、和同産業株式会社、株式会社デンソー岩手、
株式会社ジャパンセミコンダクター、リコーインダストリアルソリューションズ株式会社花巻
事業所、谷村電気精機株式会社、株式会社ニュートン、
株式会社東亜電化、富士ゼロックス岩手株式会社、株式会社ゴーイング・ドットコム、
株式会社ナレロー、株式会社西部開発農産、株式会社十文字チキンカンパニー、
けせんプレカット事業協同組合、みちのくコココーラボトリング株式会社、
株式会社サラダファーム（岩手エッグデリカ）、株式会社南部美人、
株式会社岩手ホテルアンドリゾート、八幡平リゾート株式会社、株式会社岩手県北自動車、
IGR いわて銀河鉄道株式会社、三陸鉄道株式会社、株式会社岩手ラボ、株式会社タカヤ、
及源鑄造株式会社、株式会社日ピス岩手、美和ロック株式会社、
いわぎん事業創造キャピタル株式会社

帰国後は半年以内に海外で得た経験や知見をベースとして、再度インターンシップを岩手県内で実施し、経験知を定着させます。事前に行ったインターンシップ先に限らず、参加学生が必要と感じたインターンシップ先を選び知識と経験の幅を広げます。

● 留学プログラム

- ① 留学期間は28日以上6か月内とし、5.(1)に記載したいずれかのプログラムを選択し、留学します。
- ② 留学先は、県内企業が主に活動する地域及び、今後の展開が期待される地域および高等教育機関がネットワークを有する地域（中国、香港、台湾、韓国、ベトナム、タイ、マレーシア、フィリピン、インドネシア、ラオス、ミャンマー、インド、その他アジア、カナダ、アメリカ、メキシコ、その他北米、フランス、ドイツ、オーストリア、スウェーデン、アイスランド、その他ヨーロッパ、オーストラリア、ニュージーランド）とします。
- ③ 留学先は、本協議会が提示する中から選定するほか、自ら提案することもできます。希望する学生は地域コーディネーターに相談してください（連絡先は文末に記載）。想定される留学先および等は以下の通りです。

各大学において協定締結をしている大学、研究機関、県内企業の海外営業所・現地工場、県内企業の海外の提携先や取引企業、県海外事務所、その他

なお、留学の実践例としては、例えば次のような取組を想定しています。

I. グローカル産業展開コース

A. 県産品販路開拓人材育成プログラム

【例1】県産品の輸出業務または物流業務に従事。その後海外商談会にも実際に参加し、当該国の消費者ニーズを把握するとともに、海外事務所でも研修を行い、現地輸入業・卸売業等の状況及び国内フォワーダー等の現状を調査し、本県からの県産品輸出に係る課題抽出と解決の方向性等を検討する。

＜協力企業（検討中含む）＞

JI-GLOBA 株式会社、岩手県産株式会社、白金運輸株式会社、株式会社南部美人、岩手県、台湾企業三三会 など

＜実施想定国＞

中国（大連、雲南）、香港、台湾、ベトナム など

【例2】県内企業において木材加工業務に従事のうち、系列の海外工場でも研修を行い、現地における住宅産業の現状を調査するとともに、林業経営の先進地であるドイツやオーストリア、スウェーデンなど欧州における林業機械、作業システム、人材育成等の技術導入、国際認証材取引など、効率的な林業経営の先進事例も調査し、本県における展開可能性等について検討する。

＜協力企業（検討中含む）＞

岩手県森林組合連合会、けせんプレカット事業協同組合 など

＜実施想定国＞

中国、ドイツ、オーストリア、スウェーデン など

B. ものづくり産業海外展開人材育成プログラム

【例1】関連分野における県内企業の海外営業所・支店・工場等においてインターンシップを行い機械製造開発や農産物生産業務等に従事。合わせて派遣国及び周辺国の生産現場を調査し、機械化へのニーズや必要とされる技術を調査把握し、本県からの展開可能性等について検討する。

＜協力企業（検討中含む）＞

株式会社西部開発農産、株式会社サラダファーム（岩手エッグデリカ）、株式会社ミクニ、株式会社千田精密工業、和同産業株式会社、株式会社デンソー岩手、リコーインダストリアルソリューションズ株式会社花巻事業所、谷村電気精機株式会社、株式会社ニュートン、株式会社アイカムスラボ、富士ゼロックス岩手株式会社、株式会社タカヤ、株式会社日ピス岩手
その他県内自動車・精密機械系会社 など

<実施想定国>

中国（各地）、台湾、ベトナム、タイ、マレーシア、フィリピン、ラオス、ミャンマー、アメリカなど

C. 交流人口拡大促進人材育成プログラム

【例1】岩手が従来から有している観光資源の新たな活用を目指した研修を行う。（例えば、古代より優良な馬産地であることの特性を活かし、ホースセラピー、ホーストレッキングなど、馬を活用したツーリズムについて、海外の観光地などの導入事例を学び、そこで学んだノウハウを参考にしたホースツーリズムに関する提案を行う など）

<協力企業（検討中含む）>

株式会社ホテルアンドリゾート、八幡平リゾート株式会社、株式会社岩手県北自動車、IGR 岩手銀河鉄道、三陸鉄道株式会社、株式会社岩手ラボ、株式会社サラダファーム（岩手エッグデリカ）、その他岩手県内各観光系企業

<実施想定国>

ドイツ、オーストリア、オランダ、カナダ、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、台湾 など

【例2】サービス分野における県内海外進出企業、連携企業においてサービス業務（飲食店など）に従事。海外におけるサービス業の運営手法を学ぶとともに、岩手における現状との比較を行う。また、当該国のサービス業の現状を調査し、本県からの展開可能性や、食材等の輸出可能性について検討する。

<協力企業（検討中含む）>

株式会社バセロン、株式会社柳家、株式会社岩手県北自動車、岩手県（台湾企業との連携） など

<実施想定国>

中国（上海）、ベトナム、台湾 など

II. グローカル社会創成コース

D. 持続可能型社会創成人材育成プログラム

【例1】「エネルギーシフト（ヴェンデ）」による新事業開発や地元発のブランド品開発と海外展開を実践している企業等で研修を行うとともに、同企業等が実施している海外研修に帯同する。さらには当該研修地や今後ニーズが高まると予想される別の国などに長期で滞在し、より具体的な実践例を学ぶことで、再生可能エネルギーなど、本件における新規創業や本県からの展開可能性について検討する。

<協力企業（検討中含む）>

岩手県中小企業家同友会、富士ゼロックス岩手株式会社、サンボット株式会社 など

<実施想定国>

ドイツ、オーストリア、スイス、スウェーデン、アイスランド、アメリカ、中国、ベトナム、ミャンマー など

● 事後報告会

① 協議会関係者・企業関係者への報告会（1日）

本事業参加学生が全員帰国した時点で、本協議会関係者を対象にした報告会を実施します。口頭発表、ポスター発表等を行い、本事業に関わる企業や団体の関係者が質疑を行います。ここでのフィードバックにより、さらに提案力を強化します。

② フォローアップセミナー（1日）

一般に公開したセミナーを開催し、参加学生が本プログラムの成果および課題解決に向けた提言を行い、地域と世界をつなぐグローバル人材育成の必要性、教育効果について広く理解を得ます。

● 事後のネットワークづくり

参加学生は事前にSNS等を活用して研修状況の可視化を図ります。また、定期的に協賛企業の関係者も参加する交流会を実施し、世代や立場を越えた情報交流を行います。

<日本代表プログラム>

・事前及び事後研修（各1回参加。開催場所は関東及び関西を予定。）

※詳細は「12. 申請書類の提出から支援までの流れ」を参照

(2) 留学計画の申請要件

支援の対象とする留学計画は次に掲げる要件を全て満たすものとします。

①平成29年8月18日から平成30年3月31日までの間に諸外国において留学が開始される計画。

なお、日本で開催される日本代表プログラムの事前研修に参加しないと留学を開始できませんので、注意してください。

②諸外国における留学期間が28日以上6ヶ月以内（3か月以上推奨）の計画

留学期間とは、実際の授業や実習の開始日から終了日までの期間のことであり、渡航及び帰国にかかる期間は留学期間に含まれません。

③留学先における受入れ機関（以下「留学先機関」という。）が存在している計画

④在籍大学等が、教育上有益な学修活動と認める計画

⑤留学の目的に沿った実践活動が含まれている計画

※語学留学のみの計画は、支援の対象になりません。

6. 派遣留学生の選考における審査の観点

①本事業の趣旨、目的に合った計画を立てているか

- ②具体的な留学先および研修内容が決まっているか
- ③地域の企業、自治体とのつながりを構築し継続することが可能か
- ④留学先で主体的に学ぶ意欲があるか
- ⑤留学先で自立して生活し、学ぶための基本的な意識、態度、健康状態を有しているか

7. 支援の内容

派遣留学生には、奨学金、留学準備金及び授業料（以下「奨学金等」という。）が支給されます。

(1) 奨学金等の内訳

※詳細は別紙 1 - 1 及び別紙 1 - 2 参照。

(2) 奨学金等の支給方法

派遣留学生への奨学金等の支給は在籍大学等を通じて行います。

留学期間中は、奨学金受給のために、毎月留学先機関での在籍の確認を報告する必要がありますので、在籍大学等との連絡を密にできるようにしてください。事務手続等の詳細は追って別文書にて案内します。

8. 支援予定人数

計 8 名（予定）

※実際の支援人数は、応募・審査の状況等により変動します。

※日本学生支援機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を超える学生は支援予定人数の 1 割程度を上限として支援します。

9. 派遣留学生の要件

本制度で支援する派遣留学生とは、日本国籍を有する学生又は日本への永住が許可されている学生で、次の(1)～(10)に掲げる要件を全て満たす学生になります。

- (1) 本制度で実施する日本代表プログラムの事前・事後研修及び本事業のプログラム、派遣留学生ネットワーク（留学機運醸成のための活動、支援企業等に対する留学計画や活動報告・成果等の情報の提供を含む。）に参加する学生
- (2) 日本の大学等において、卒業又は学位取得を目的とした課程に在籍する学生
- (3) 日本の在籍大学等が派遣を許可し、留学先機関が受入れを許可する学生
- (4) 原則として、日本学生支援機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生
※詳細は別紙 1 - 1 及び別紙 1 - 2 参照
- (5) 留学に必要な査証を確実に取得し得る学生
- (6) 留学終了後、日本の在籍大学等で学業を継続又は学位を取得する学生

（注）採択された留学計画の期間中であつても、卒業等により日本の大学等に在籍しなくなった場

合は、在籍していた大学等を通じて速やかに本協議会に連絡してください。その場合、派遣留学生の採用を取り消し、すでに支給している奨学金等の返納を求めます。

(7) 平成29年4月1日現在の年齢が30歳以下である学生

(8) インターンシップ等での報酬や他団体等から留学のための奨学金を受ける際には、その平均月額が、本制度による奨学金の支給月額を超えない学生

※他団体等から奨学金を受ける場合、当該奨学金支給団体側においては、本制度の奨学金との併給を認めない場合があるので、当該団体に確認すること。

※日本学生支援機構が実施する海外留学支援制度（協定派遣）、（大学院学位取得型）との併給はできません。

※日本学生支援機構が実施する第一種奨学金の貸与を受けている者は本制度の奨学金と併給が可能ですが、休止を希望する場合、在籍大学等の担当部署にて手続きを行ってください。

(9) 本制度の第1～6期派遣留学生でない学生（高校生コースの支援者は、これに含まない）

※高校生コースで派遣留学生に採択された学生は、支援の対象となります。

(10) 本制度の平成29年度後期（第7期）の他のコース（理系、複合・融合系人材コース、新興国コース、世界トップレベル大学等コース、多様性人材コース）に応募していない学生（既に上記4コースのいずれかに応募しており、本コースへの応募を希望する学生は、上記4コースの応募を取り下げることが可能）。また、地域人材コースの他の地域事業に応募していない学生。

10. 派遣留学生を支援することができる在籍大学等の要件

派遣留学生を支援することができる在籍大学等は、次の(1)～(3)に掲げる要件を全て満たす必要があります。不明な点があれば、在籍大学等の留学生担当部署等に確認してください。

(1) 留学中の派遣留学生の学修活動状況を適切に管理する体制がとられていること。

(2) 留学中の派遣留学生に対する適切な危機管理体制を有すること。

(3) 派遣留学生の支援に係る事務手続を行う体制を有すること。

11. 応募学生申請書類の作成及び提出

応募学生は、下記(1)で示した「いわてグローバル人材育成推進協議会ホームページから、(2)に定める応募学生申請書類の様式をダウンロードして作成し、在籍大学等に提出してください。

なお、申請される留学計画は在籍大学等により学修活動として認められる必要がありますので、在籍大学等の留学生担当部署等に相談の上、作成を進めてください。

(1) いわてグローバル人材育成推進協議会（（公財）岩手県国際交流協会内）

URL : <http://iwate-ia.or.jp/>

(2) 応募学生申請書類（紙媒体・電子媒体）

①平成29年度後期（第7期）官民協働海外留学支援制度留学計画書（様式1） … 1部

②自由記述申請書及び留学先機関の受入れ許可証等、留学計画の実現性を証明できる文書等の写し
… 1部

※②については、申請時に既に用意できている場合のみ添付してください。

(3) 在籍大学等への提出期限

在籍大学等への提出期限は在籍大学等にて設定されますので、在籍大学等の留学生担当部署等に直接確認してください。

※申請書類は全て A4 サイズに統一して作成してください。

※申請書類（紙媒体・電子媒体）は日本語で作成してください。

※1 ファイル当たりデータ量を 2MB 以内におさえて作成してください。

※申請書類（紙媒体・電子媒体）の作成に当たっては、様式等を参照の上、作成してください。欠落（不足）や記入漏れ等があった際には、審査の対象とならない場合があります。

12. 申請書類の提出から支援までの流れ

在籍大学等への提出期限：平成 29 年 5 月 8 日(月)17 時必着

本協議会への提出期限：平成 29 年 5 月 12 日(金)17 時必着

書類審査（一次審査）：平成 29 年 5 月 15 日～18 日（予定）

書面審査結果の通知：平成 29 年 5 月 19 日(金)（予定）

在籍大学等を通じ、応募学生宛てに通知します。

合格者には、二次審査の日程等詳細についても併せて通知します。

面接審査（二次審査）：平成 29 年 5 月 25 日(木)もしくは 26 日(金)（予定）

場所：岩手県国際交流センター（アイーナ 5 階）

審査方法：プレゼンテーション及び（個人・グループ）面接

採否結果の通知：平成 29 年 6 月中旬

事前オリエンテーション：平成 29 年 7 月上旬（予定）

事前インターンシップ：平成 29 年 7 月から留学開始までの間で企業と調整のうえ 10 日間程度

日本代表プログラムの事前研修（1泊2日）

平成29年8月～12月に留学を開始する派遣留学生

関東会場（予定）

①平成29年7月31日（月）、8月1日（火）

②平成29年8月2日（水）、3日（木）

③平成29年8月5日（土）、6日（日）

④平成29年8月7日（月）、8日（火）

関西会場（予定）

⑤平成29年8月10日（木）、11日（金）

平成30年1月～3月に留学を開始する派遣留学生

関東会場（予定）

⑥平成29年12月2日（土）、3日（日）

※①～⑥のいずれかに参加していただきます。

海外留学の開始 : 平成29年8月18日（金）

事後インターンシップ : 留学終了後から企業と調整のうえ10日間程度

事後報告会 : 平成30年3月（予定）

※派遣留学生の帰国時期によって、報告会の実施日程は随時調整する。

13. 留学状況報告書の提出と事後研修

派遣留学生は、日本代表プログラムの事後研修受講後1か月以内に「留学状況報告書」を提出していただきます。提出様式、提出方法についての詳細は追って別文書にて案内します。また、原則として帰国後1年以内に、年4回（3月、6月、9月、12月予定）開催する日本代表プログラムの事後研修（1泊2日）のいずれか1回に参加していただきます。

14. 留学計画等の変更

採用決定後に、在籍大学等、留学先機関、渡航先、天災、病気等のやむを得ない事情により、留学の時期や留学先機関等に変更が生じ、留学計画の内容及び支給月数に影響を及ぼすことが明らかになった場合、派遣留学生は在籍大学等を通じて速やかに本協議会に変更申請の手続きをとる必要があります。なお、変更による支援額の増額は、原則として認められません。

※選考期間中に変更が生じた場合であっても、計画変更の手続きは採用決定後になります。

変更後の計画内容によっては、再審査の対象となり計画変更が承認されず、採用取消しになる場

合もありますので御留意ください。

15. 採用取消し又は支援の打ち切り等

本協議会は、以下のような場合に、派遣留学生として採用後も派遣留学生の採用を取り消し、既に支給している奨学金等の全額又は一部について返納を求めることがあります。

- (1) 本要項「5. (2) 留学計画の申請要件」「9. 派遣留学生の要件」を満たさなくなった場合
- (2) 留学先機関において懲戒処分を受ける等留学の中止が適当であると認められた場合
- (3) 採択された留学計画内容に大幅な変更がある場合であって、再審査の結果、不採択と判定された場合や、自己都合により途中で辞退する場合
- (4) 申請内容に悪質な虚偽があると認められた場合
- (5) 学業不振、素行不良等が極めて顕著で、本制度による支援を受けるにふさわしくないと日本学生支援機構が判断した場合

16. その他留意事項等

派遣留学生は、留学に当たって現地の安全情報に十分注意し、留学後も随時状況確認ができるよう、在籍大学等や留学先機関と連絡を密にするようにしてください。留学に関する情報収集の手段として、日本学生支援機構ホームページ等を活用できます。

[留学情報等照会先]

○独立行政法人日本学生支援機構

ホームページ http://www.jasso.go.jp/study_a/oversea_info.html

留学に関する安全情報の収集手段として、外務省の「領事サービスセンター（海外安全担当）」の情報提供サービス等を活用してください。なお、留学先国・地域の状況から安全な留学が困難と認められる際には、派遣留学生としての支援を見合わせる場合があります。

また、渡航後は、日本大使館や総領事館に在留届を提出してください（海外に3か月以上滞在する際には在留届の提出が義務付けられています）。在留期間が3か月未満の場合についても、「たびレジ」に登録することで在留届と同様に緊急情報の提供を受けられるので登録をするようにしてください。（たびレジ：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>）

[海外安全情報等照会先]

○外務省領事局 領事サービスセンター（海外安全担当）

〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1（外務省庁舎内）

TEL：（代表）03-3580-3311（内線2902、2903）

ホームページ http://www.anzen.mofa.go.jp/about_center/index.html

17. 障害のある学生について

障害のある学生で、本制度に申請するに当たり支援を希望する際には事前に在籍大学等を通じて、本協議会に御相談ください。

18. 個人情報の取り扱いについて

本制度の募集や採用等に係り提出された個人情報は、本制度のために利用されます。この利用目的の適正な範囲において、大学等教育機関、在外公館、行政機関、公益法人、業務委託先及び日本学生支援機構等に対し、必要に応じて提供され、その他の目的には利用されません。

19. 在籍大学等からの照会先 (学校担当者専用)

※応募学生はすべて在籍大学等を通じて各手続及び質問等を行ってください。

- いわてグローバル人材育成推進協議会事務局

住所：〒020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通 1-7-1

いわて県民情報交流センター(アイーナ)5F 国際交流センター内

電話：019-654-8900

FAX：019-654-8922

メール：iwateint@iwate-ia.or.jp